

**北上市
子どもの生活実態調査
結果報告書
(概要版)**

**平成 31 年 3 月
岩手県 北上市**

目 次

第1章 北上市子どもの生活実態調査について	1
1 調査の背景	1
2 調査の目的	1
3 子どもの貧困対策の検討体制	2
第2章 現状と課題	3
1 本市における子どもの状況	3
2 国の貧困率について	3
3 調査の実施方法と配布・回収状況	4
4 調査結果からみた現状	5
5 調査結果を踏まえた今後の課題	23

第1章 北上市子どもの生活実態調査について

1 調査の背景

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、また、困窮が世代を超えて連鎖したりすることのないよう、子どもの貧困への対策を総合的に進めることは極めて重要です。国（厚生労働省）が実施した国民生活基礎調査によると、平成27年の子どもの貧困率は13.9%と平成24年の調査16.3%（過去最悪）より改善したものの、子どもの貧困の解消に向けた取り組みが期待されています。

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指し、必要な環境整備と教育の機会均等を図るなど子どもの貧困対策の総合的な推進を掲げてあります。

岩手県においては、国の法律に基づき、一人ひとりの子どもを健やかに育むことができる社会の実現に寄与するため、平成27年4月に「いわての子どもを健やかに育む条例」、平成28年3月には子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、「いわての子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

当市においては、これまで、子育て世帯や経済的困窮を抱える家庭への支援を行ってきましたが、貧困の状況を詳細に捉えておらず、府内において横断的な検討と貧困対策の充実が必要となっておりました。このことから、これらの動向と貧困対策の意義を踏まえ、北上市子どもの貧困対策に関する研究会議を設置し、子どもの生活実態を適切に把握するため、子どもとその家庭に対し「北上市子どもの生活実態調査」を実施しました。

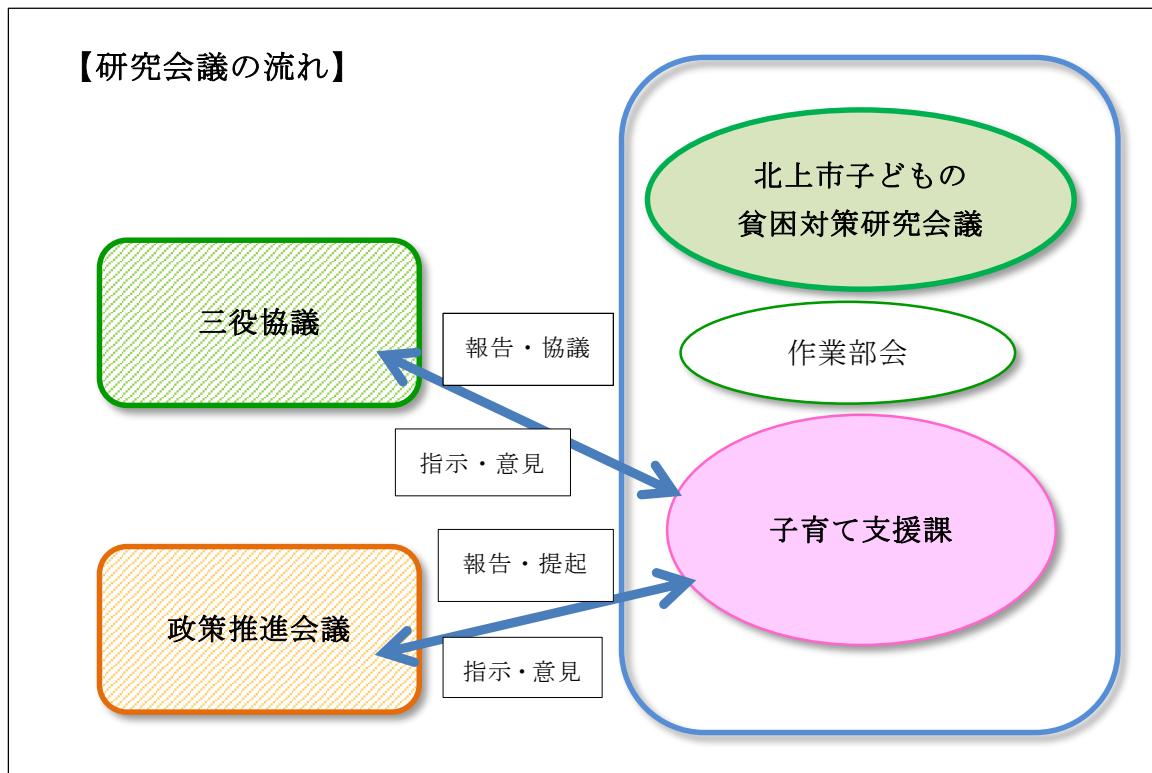
2 調査の目的

子どもの貧困対策に取り組むに当たっては、子どもを取り巻く生活実態や経済状況などをはじめとした実態を適切に把握することが必要です。貧困の状態にある家庭の支援のみならず貧困に陥らない予防的な対策のため、その実態を踏まえ行政、地域及び関係機関等が緊密な連携により、貧困の実情に応じた具体的な施策を講じていかなければなりません。

このことから、当市においても、子どもの貧困対策を市全体で推進するため、「北上市子どもの生活実態調査」や国の大綱などを踏まえ、貧困対策の基本となる方針を策定し、今後、子どもの貧困の解消に向け、効果的な施策を検討及び展開していくものです。

3 子どもの貧困対策の検討体制

平成29年12月8日北上市における子どもの貧困対策に関する事項を検討するため、北上市子どもの貧困対策に関する研究会議を設置しました。



北上市子どもの貧困対策に関する研究会議設置要領（抜粋）

（組織）

- 第3 研究会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は教育委員会教育部長を、副委員長は保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 企画部長
 - (2) まちづくり部長
 - (3) 企画部政策企画課長
 - (4) まちづくり部地域づくり課長
 - (5) まちづくり部生涯学習文化課長
 - (6) 保健福祉部健康増進課長
 - (7) 保健福祉部福祉課長
 - (8) 教育委員会教育部総務課長
 - (9) 教育委員会教育部学校教育課長
 - (10) 教育委員会教育部子育て支援課長

第2章 現状と課題

1 本市における子どもの状況

(1) 子どもの数（18歳以下） 各年度3月末現在（単位：人）

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人口	16,959	16,812	16,562	16,285	15,924
対 比	—	▲147	▲250	▲277	▲361

※児童福祉法による児童の定義は18歳未満の者となっているが、児童扶養手当法による児童の定義は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者等が基準となっており、今回のひとり親は子が18歳以下を対象としたため、18歳以下の数値を掲載した。

(2) ひとり親世帯の数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
世帯数	863	846	778	733	719
対 比	—	▲17	▲68	▲45	▲14

(3) 子どものいる生活保護世帯数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
世帯数	60	52	48	42	43
対 比	—	▲8	▲4	▲6	1

(4) 要保護・準要保護世帯数

年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
世帯数	277	281	265	235	309
対 比	—	4	▲16	▲30	74

2 国の貧困率について

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
(単 位 : %)											
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
(単 位 : %)											
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
(単 位 : 万 円)											
中 央 値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244
貧 困 線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2) 平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。

3) 貧困率は、O E C D の作成基準に基づいて算出している。

4) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料 平成 28 年国民生活基礎調査の概況

3 調査の実施方法と配布・回収状況

(1) 調査時期

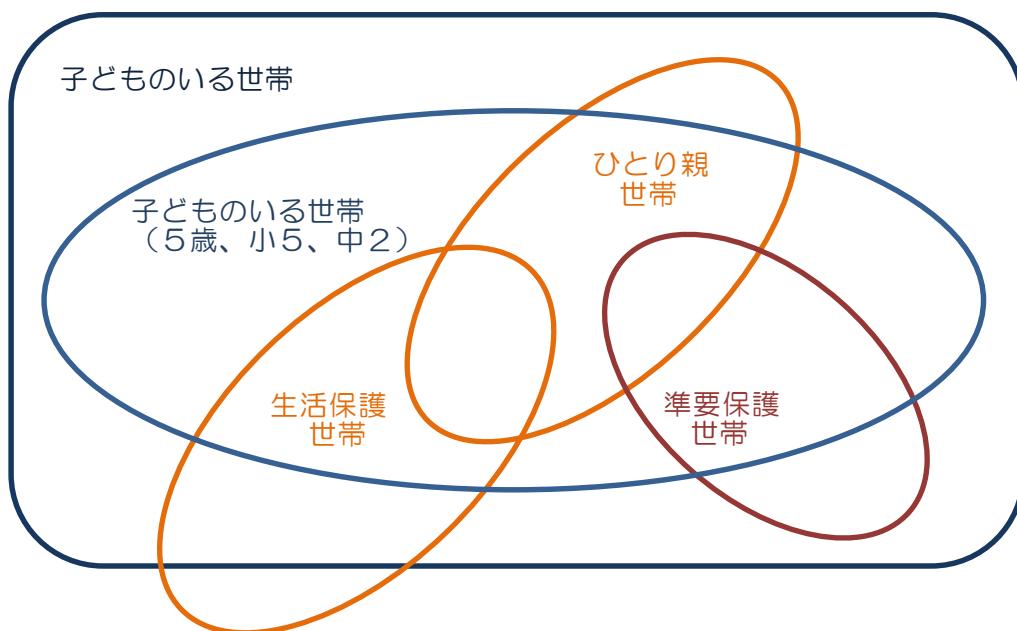
平成30年2月16日～平成30年3月19日

(2) 調査対象者・配布方法・回収状況

調査による配布・回収状況は、以下のとおりです。

図表1.1 調査票の配布・回収状況

対象者	配布方法	配布数	回収数	回収率
①就学前5歳児の保護者	郵送	662 件	364 件	55.0%
②就学前5歳児のひとり親家庭		42 件	20 件	47.6%
③小学5年生の保護者	小学校を通じて配布	788 件	556 件	70.6%
④小学5年生のひとり親家庭		81 件	43 件	53.1%
⑤中学2年生の保護者	中学校を通じて配布	858 件	562 件	65.5%
⑥中学2年生のひとり親家庭		103 件	67 件	65.0%
⑦準要保護・生活保護	郵送	68 件	32 件	47.1%
⑧ひとり親家庭の保護者		701 件	342 件	48.8%
⑨小学5年生の児童	小学校を通じて配布	869 件	641 件	73.8%
⑩中学2年生の生徒	中学校を通じて配布	961 件	645 件	67.1%



「準要保護」：要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者で、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒又は就学予定者の保護者。

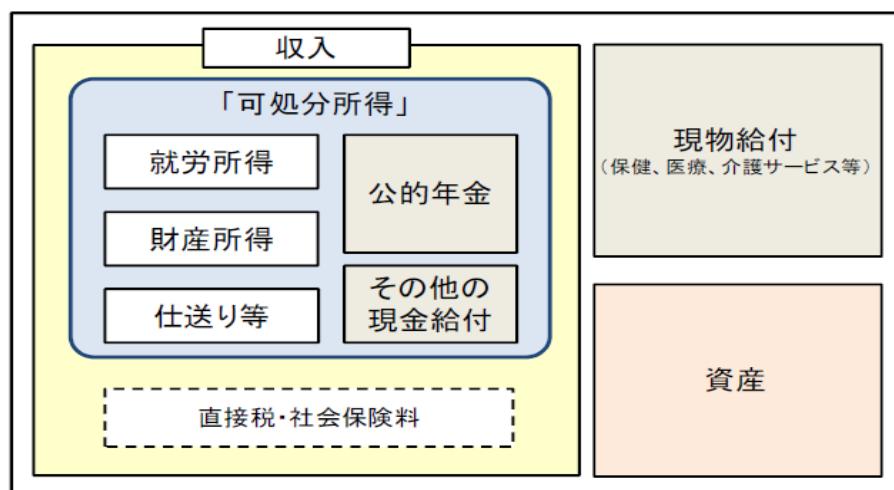
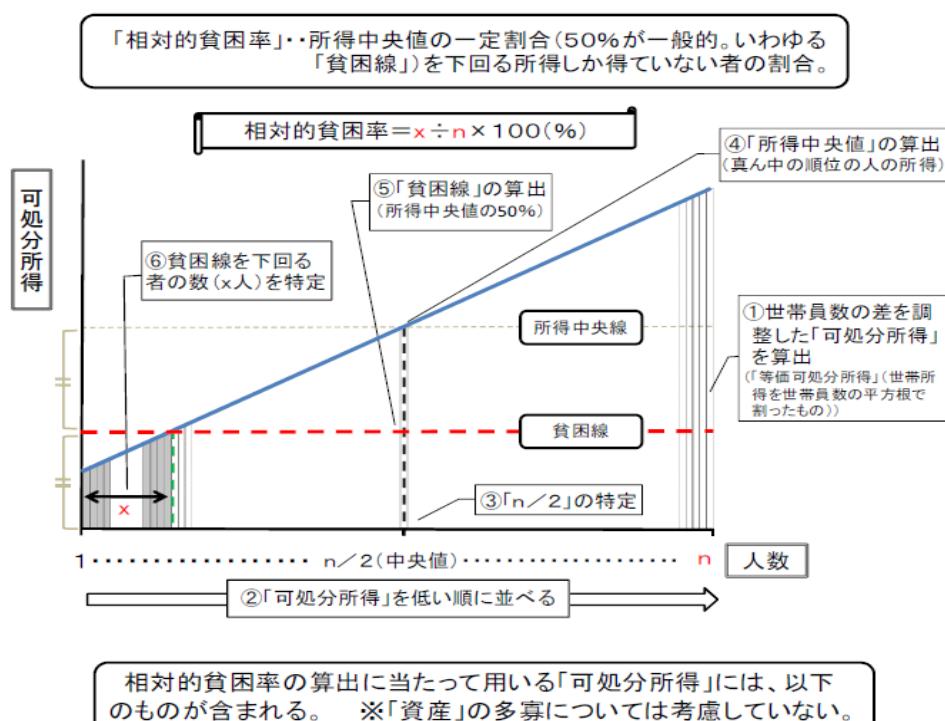
4 調査結果からみた現状

貧困世帯の生活実態について調査結果から、国が定義する貧困世帯の対象となる「所得層Ⅰ」と基準を上回る世帯「所得層Ⅱ」とを比較分析しながら「所得層Ⅰ」の現状を明らかにし分析しました。

※「所得層Ⅰ・Ⅱ」について

厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出された日本国内の等価可処分所得（世帯の可処分所得【手取り収入】を世帯人数の平方根で割り調整した所得）の中央値の2分の1である122万円未満を基準額とし、全体に占める貧困の割合所得層Ⅰ・Ⅱを算出しました。

本調査結果では、基準値122万円を下回る世帯を「所得層Ⅰ（貧困層）」、上回る世帯を「所得層Ⅱ」としています。



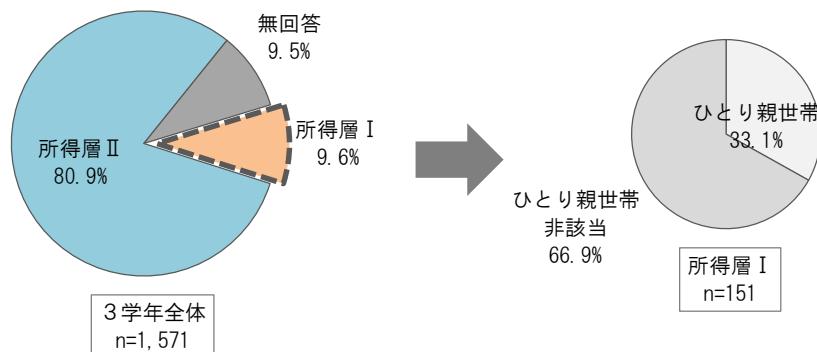
(厚生労働省作成資料)

(1) 所得層Ⅰの状況

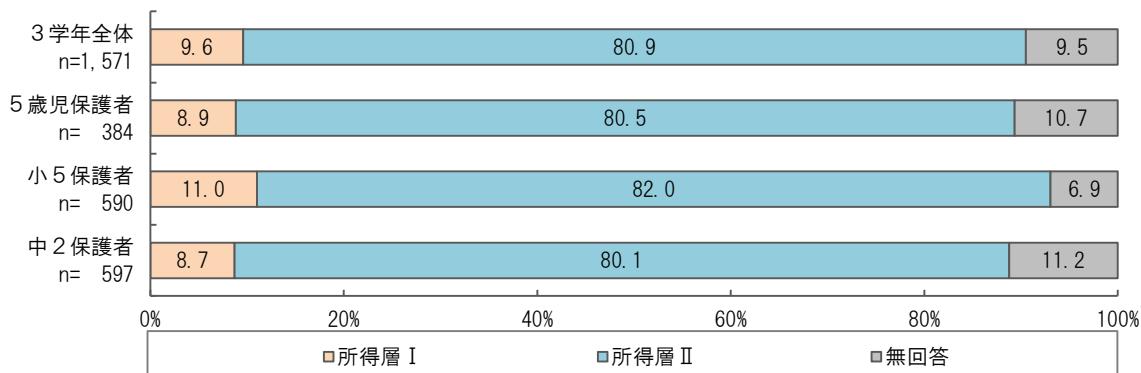
○貧困層の割合

国が定義する貧困世帯の対象となる「所得層Ⅰ」の該当割合は、5歳児・小学5年生・中学2年生調査の3学年全体では9.6%、ひとり親世帯での「所得層Ⅰ」は41.6%となっています。【調査結果報告書第2章 P17~P18】

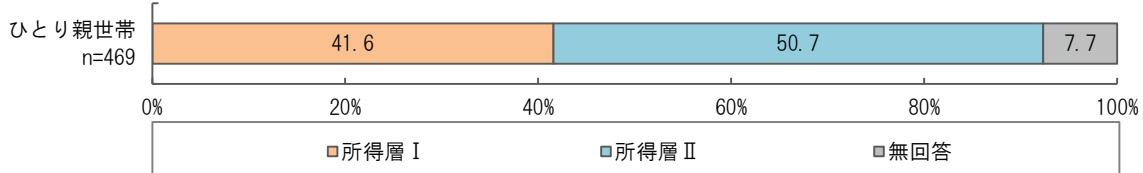
■ 貧困世帯基準該当の状況



■ 貧困世帯基準該当の状況（学年別）



■ 貧困世帯基準該当の状況（ひとり親世帯）

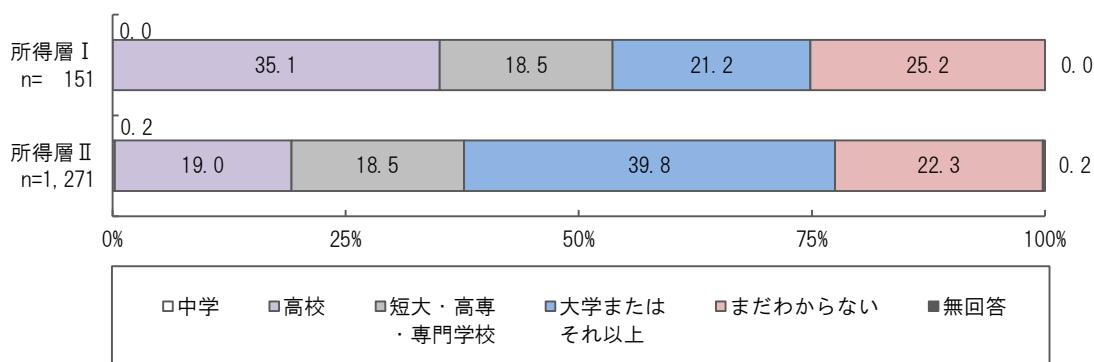


(2) 子どもの学習意欲と将来について

○子どもに希望する最終学歴

子どもに希望する最終学歴を「大学またはそれ以上」と回答した割合をみると、3学年全体の所得層Ⅱでは39.8%であるのに対し、所得層Ⅰは21.2%であり、約半数となっています。【調査結果報告書第2章P25問11】

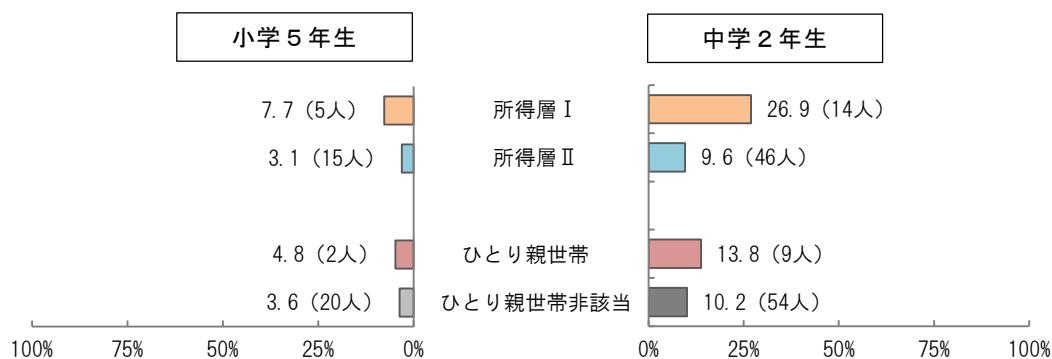
問11 希望する子どもの最終学歴（3学年全体の所得層別）



○授業の理解度

授業の理解が困難（「わからないことが多い」+「わからない」）の割合を所得層別にみると、小学5年生では所得層ⅠがⅡより4.6ポイント高く、中学2年生では所得層ⅠがⅡより17.3ポイントといずれも上回っています。【調査結果報告書第3章P97問17】

問17 授業の理解度「わからないことが多い」+「わからない」と回答（所得層別・ひとり親世帯別）

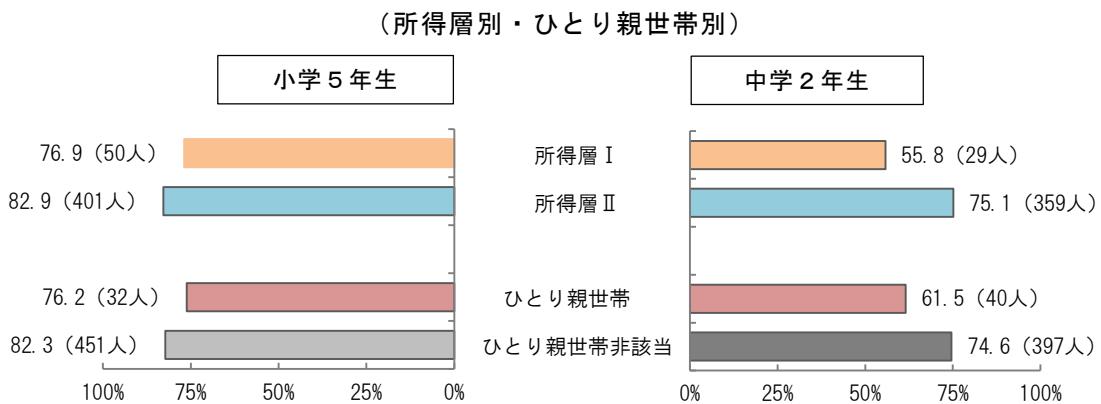


○『がんばれば、むくわれる』と思う気持ち

自分自身の思いや気持ちをみると、『がんばれば、むくわれる』と思う（「とてもそう思う」+「思う」）割合を所得層別にみると、所得層Ⅰの小学5年生が76.9%、中学2年生が55.8%となり、いずれも所得層Ⅱ（82.9%・75.1%）を下回っています。

【調査結果報告書第3章P105問24】

問24 がんばれば、むくわれる「とてもそう思う」+「思う」と回答



※母数

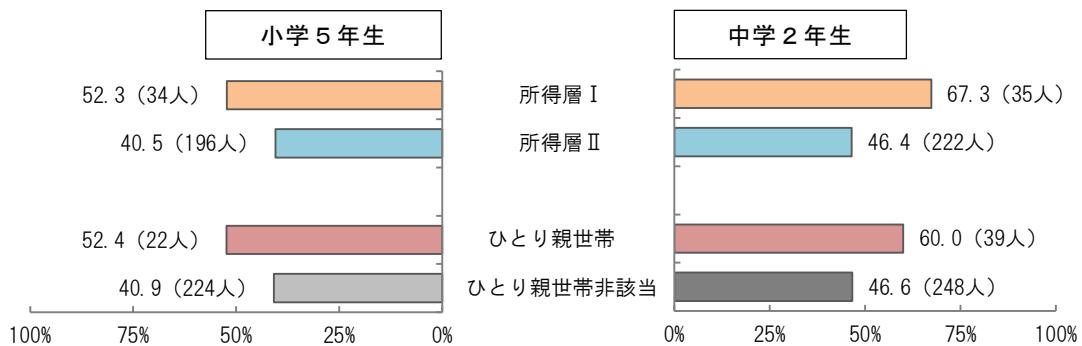
(所得層I 小学5年生n=65、中学2年生n=52) (所得層II 小学5年生n=484、中学2年生n=478)

(ひとり親世帯 小学5年生n=42、中学2年生n=65) (ひとり親世帯非該当 小学5年生n=548、中学2年生n=532)

○『学校に行きたくない』と思った割合

『学校に行きたくないと思ったこと』が「よくあった」と「時々あった」を合わせた割合は、所得層IIの小学5年生 40.5%、中学2年生 46.4%に対し、所得層Iでは小学5年生 52.3%、中学2年生 67.3%とそれぞれ 11.8ポイント、20.9ポイント高くなっています。いずれも、中学生になると上昇していますが、世帯別にみると、小学5年生、中学2年生ともに、ひとり親世帯の割合が 52.4%、60.0%と高くなっています。【調査結果報告書第3章 P106 問25】

問25 学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」+「時々あった」と回答
(所得層別・ひとり親世帯別)



※母数

(所得層I 小学5年生n=65、中学2年生n=52) (所得層II 小学5年生n=484、中学2年生n=478)

(ひとり親世帯 小学5年生n=42、中学2年生n=65) (ひとり親世帯非該当 小学5年生n=548、中学2年生n=532)

頑張ればむくわれると思う子の数が中学2年生に所得層で大きな差があらわれているほか、学習意欲、授業の理解度について、親の経済状況が一定程度影響しているものと考えられます。また、経済的理由から進学をあきらめている世帯も一定数いると考えられます。

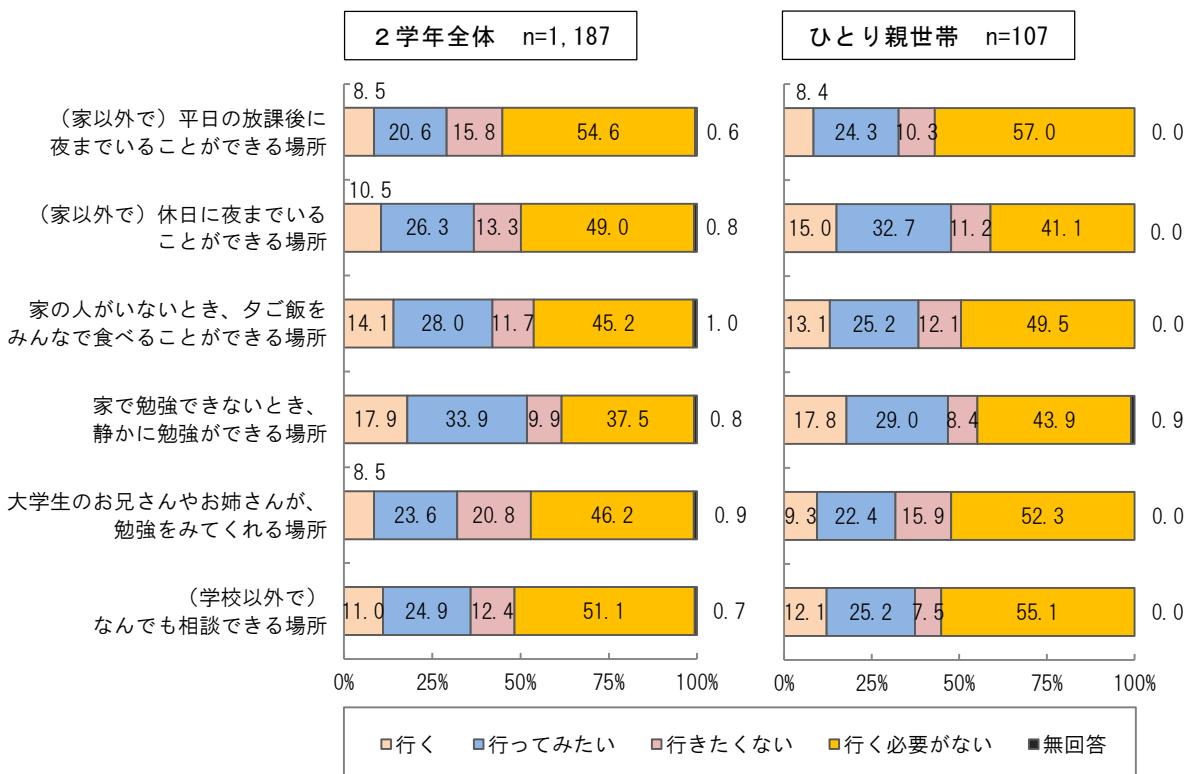
(3) 生活の状況

○子どもの居場所について

『(家以外で) 休日に夜までいることができる場所』があれば「行く」、「行ってみたい」と回答した割合は、ひとり親世帯 47.7%と半数近くを占めています。

【調査結果報告書第3章 P107問26】

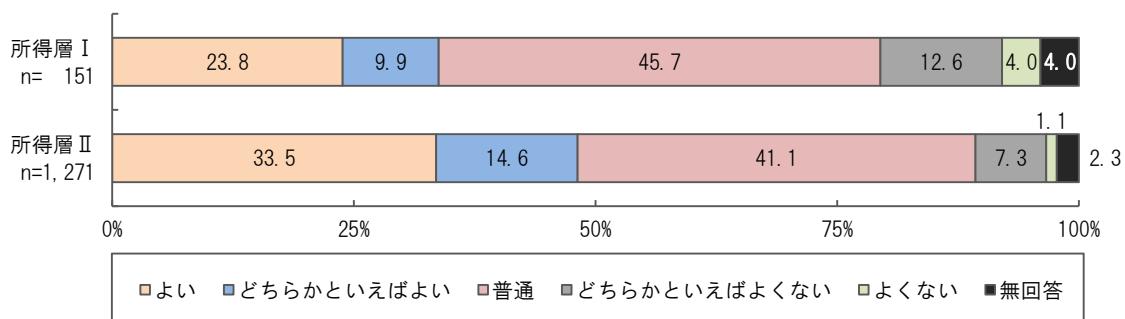
問26 あれば行ってみたいと思う場所



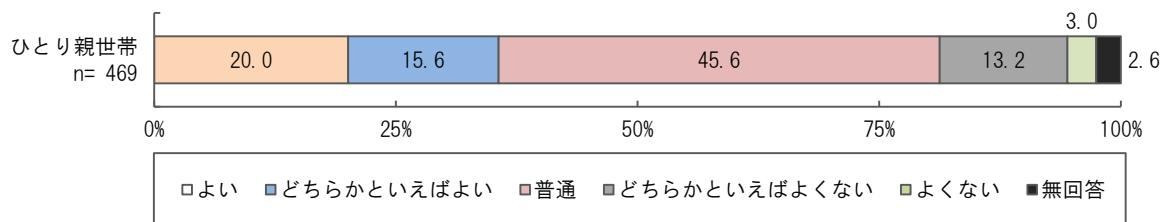
○保護者の健康状態

所得層別にみる保護者の健康状態は、「どちらかといえばよくない」と「よくない」を合わせた割合は所得層Ⅰが16.6%、所得層Ⅱの8.4%に対し約2倍となっています。また、ひとり親世帯では、「どちらかといえばよくない」と「よくない」を合わせた割合が16.2%、準要保護・生活保護世帯では18.8%となっており、3学年全体に対して高くなっています。【調査結果報告書第2章P33問15】

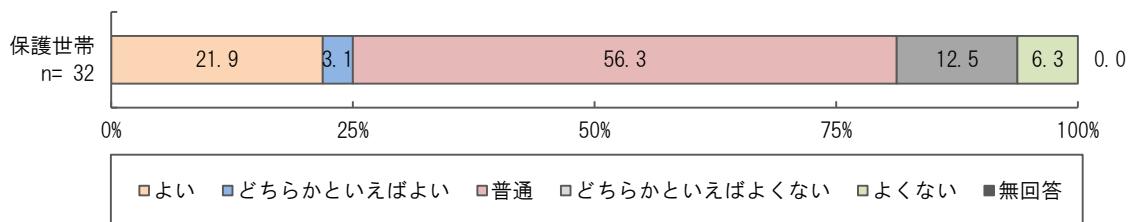
問15 保護者の健康状態 (3学年全体の所得層別)



問15 保護者の健康状態（ひとり親世帯）



問15 保護者の健康状態（準要保護・生活保護世帯）

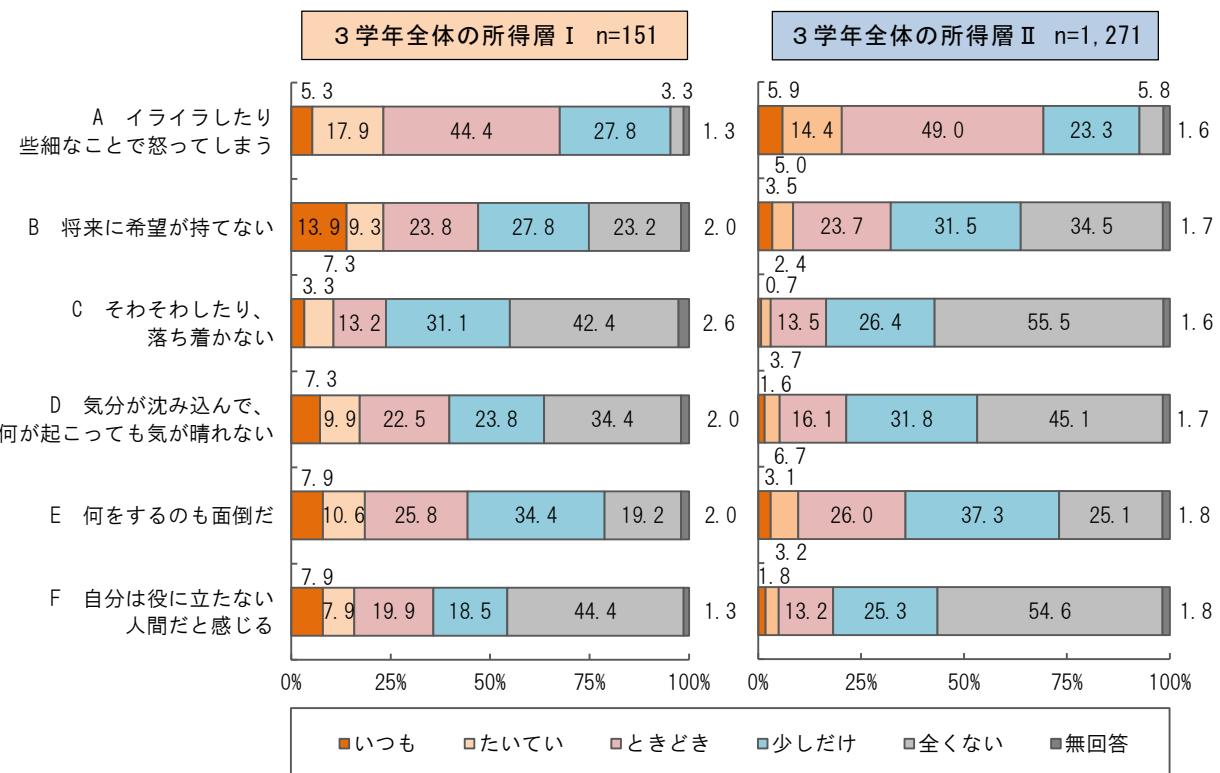


○保護者の心の状態

三学年全体の保護者の過去1ヶ月の心の状態をみると、「将来に希望が持てない（いつも+たいてい）」の割合は所得層Ⅰが23.2%、所得層Ⅱが8.5%となっており、「気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れない」の割合は所得層Ⅰが17.2%、所得層Ⅱが5.3%となっており、所得層Ⅰの割合が高くなっています。また、ひとり親世帯及び準要保護・生活保護世帯の「将来に希望が持てない（いつも+たいてい）」の割合がそれぞれ27.3%、28.1%となっており、三学年全体より高くなっています。

【調査結果報告書第2章P34問16】

問16 過去1ヶ月の心の状態

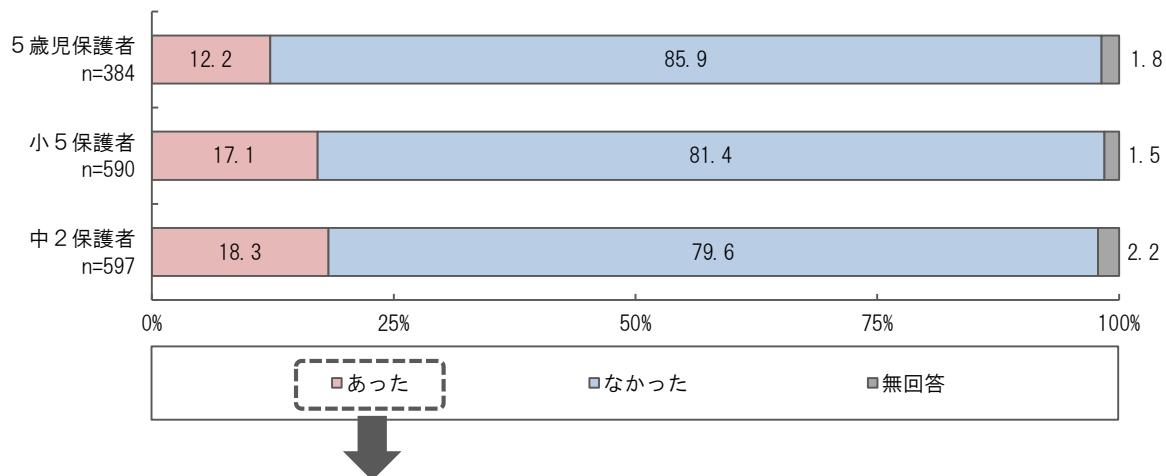


○医療機関を受診させなかつた理由

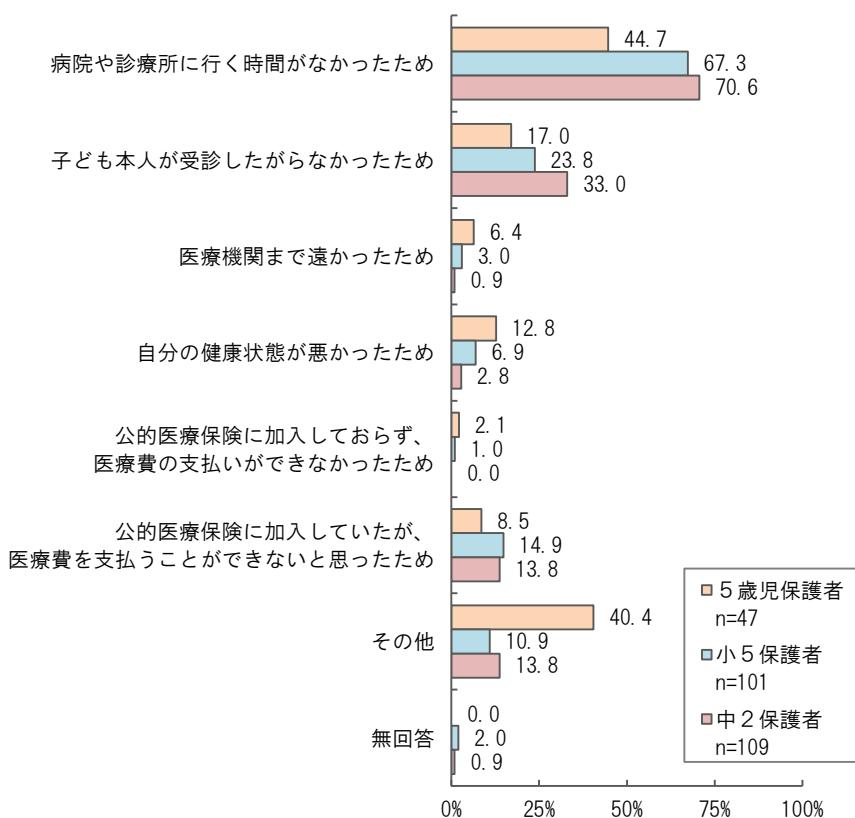
医療機関を受診させなかつた理由において、「公的医療保険に加入していたが、医療費を支払うことができないと思ったため」が8.5~14.9%となっています。

【調査結果報告書第2章P40問19】

問19(1) 子どもに医療機関を受診させなかつた経験の有無



問19(2) 医療機関を受診させなかつた理由



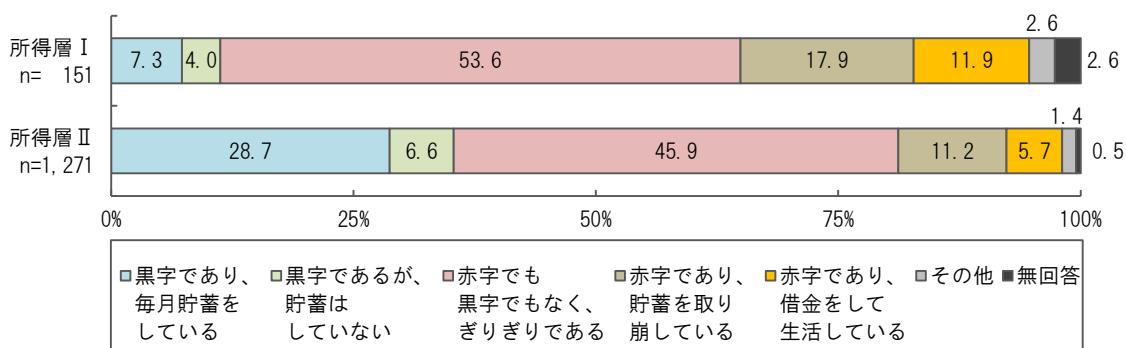
世帯の経済状況と心身の健康において相関関係があるものと推察されます。

(4) 低所得層における経済の状況

○借金をして生活している割合

3学年全体の「所得層Ⅰ」の家計状況をみると、借金をして生活している世帯が11.9%となっています。一方、「所得層Ⅱ」は5.7%となり、「所得層Ⅰ」の割合が2倍以上高くなっています。【調査結果報告書第2章P64問29】

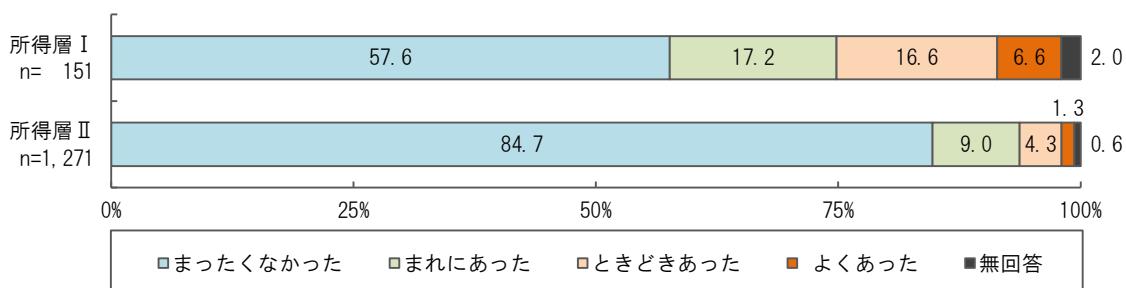
問29 家計の状況（3学年全体の所得層別）



○食料が買えなかった経験

所得層別の過去1年間に食料が買えなかった経験をみると、所得層Ⅰでは「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた割合は40.4%となり、所得層Ⅱ（14.6%）を大きく上回っています。【調査結果報告書第2章P66問30】

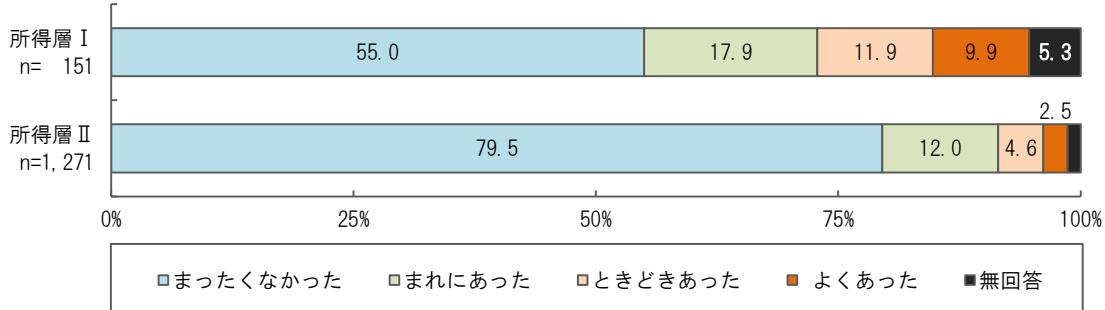
問30 過去1年間に食料が買えなかった経験（3学年全体の所得層別）



○衣類が買えなかった経験

所得層別の過去1年間に衣類が買えなかった経験をみると、所得層Ⅰでは「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた割合は39.7%となり、所得層Ⅱの約2倍となっています。【調査結果報告書第2章P67問31】

問31 過去1年間に衣類が買えなかった経験（3学年全体の所得層別）

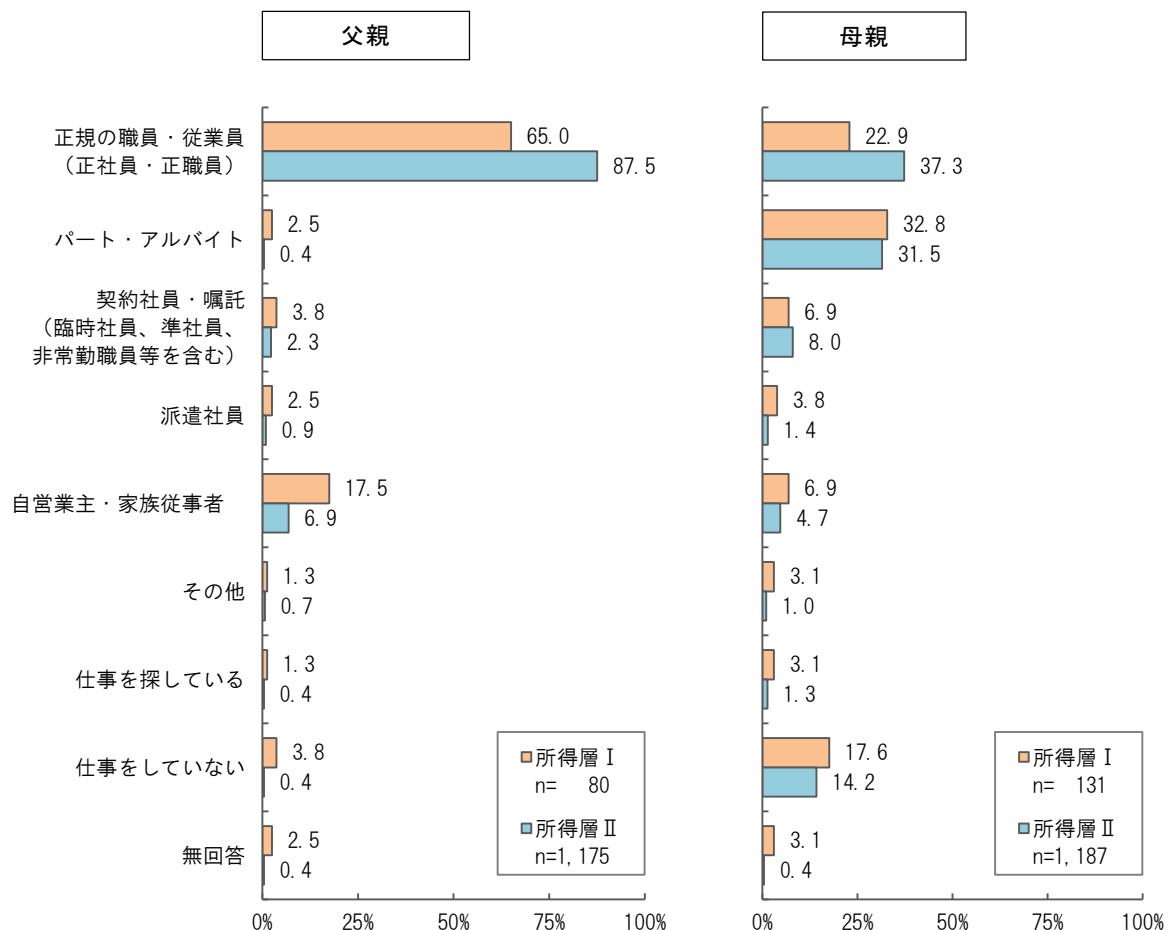


(5) 保護者の雇用状況と所得への影響

○雇用形態と世帯の所得

父親及び母親が「正規の職員・従業員（正社員・正職員）」で就業していると回答したそれぞれの割合は、所得層Ⅱの87.5%、37.3%に対し、所得層Ⅰでは65.0%、22.9%と22.5ポイントから4.4ポイント低くなっています。【調査結果報告書第2章P29問13】

問13(1) 現在の就業状況（3学年全体の所得層別）



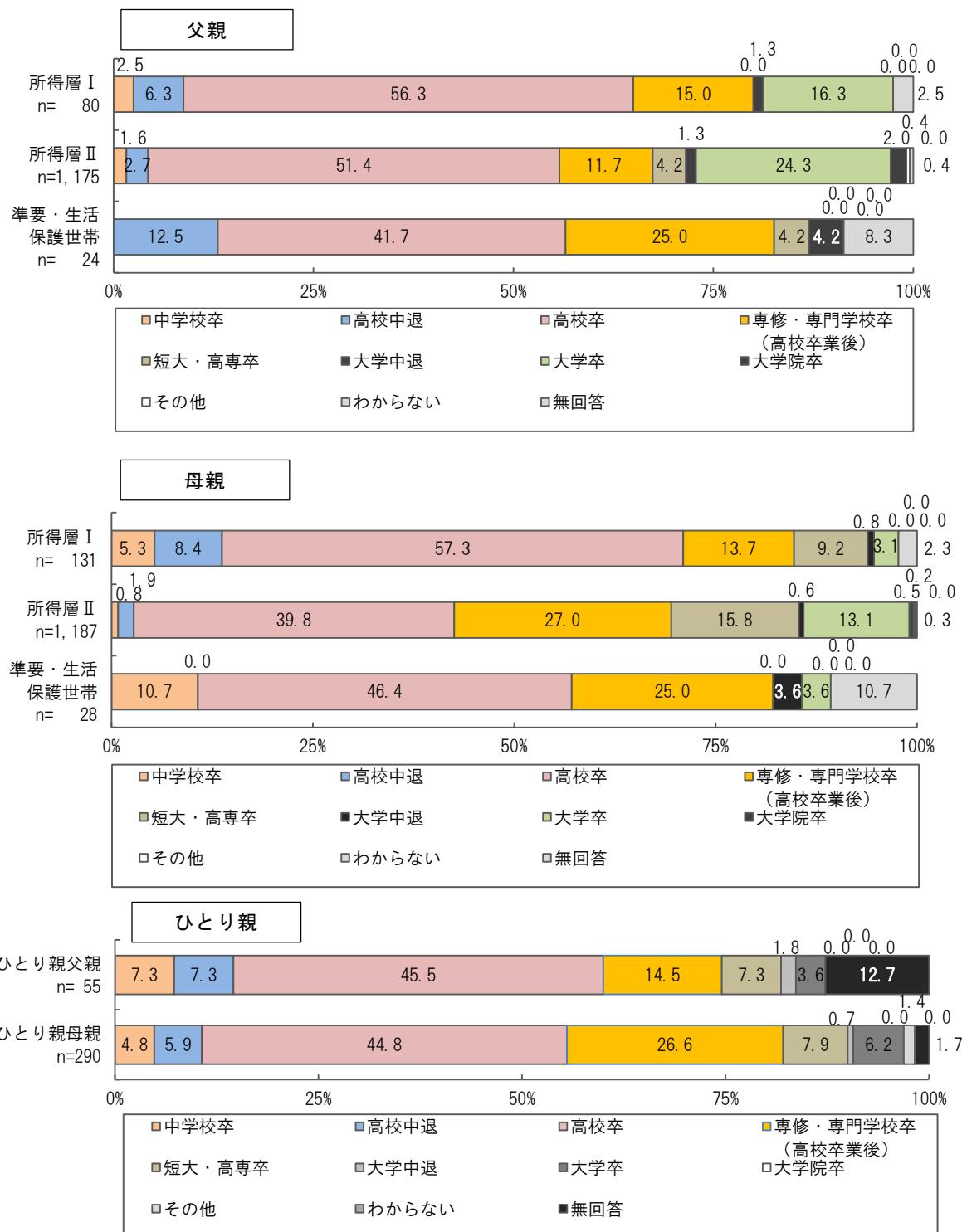
(6) ひとり親・保護家庭の現状

○家庭状況の連鎖

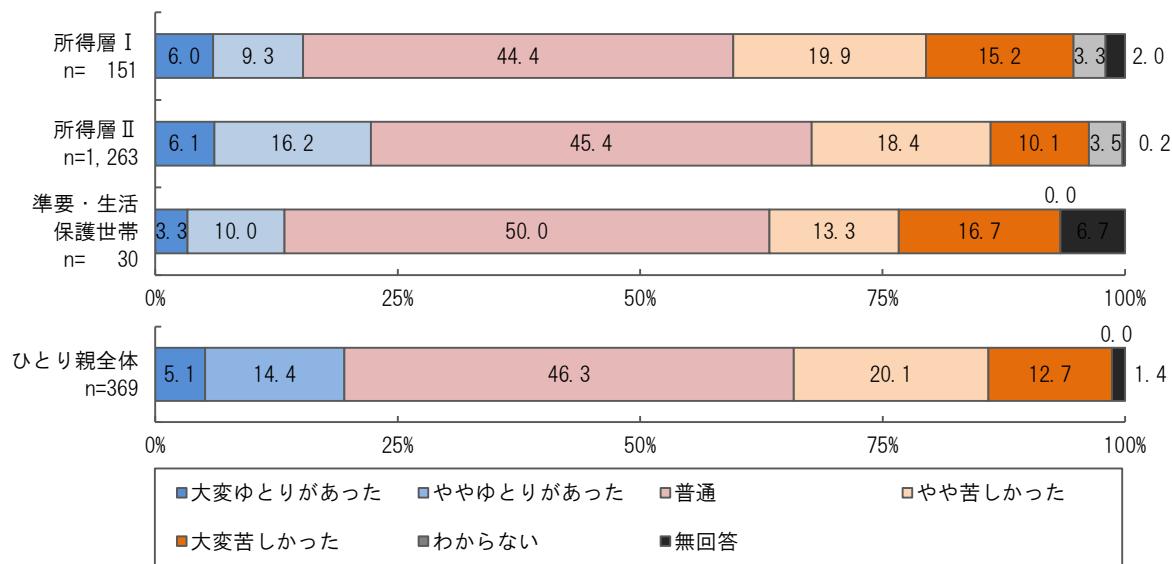
ひとり親・保護世帯では、親の最終学歴、中学3年での暮らし向き、中学3年での成績のいずれも調査対象全体に比べて低い傾向があり、相関関係がうかがえます。

【調査結果報告書第2章 P72~74問 36~39、第4章 P135、136問 36~39】

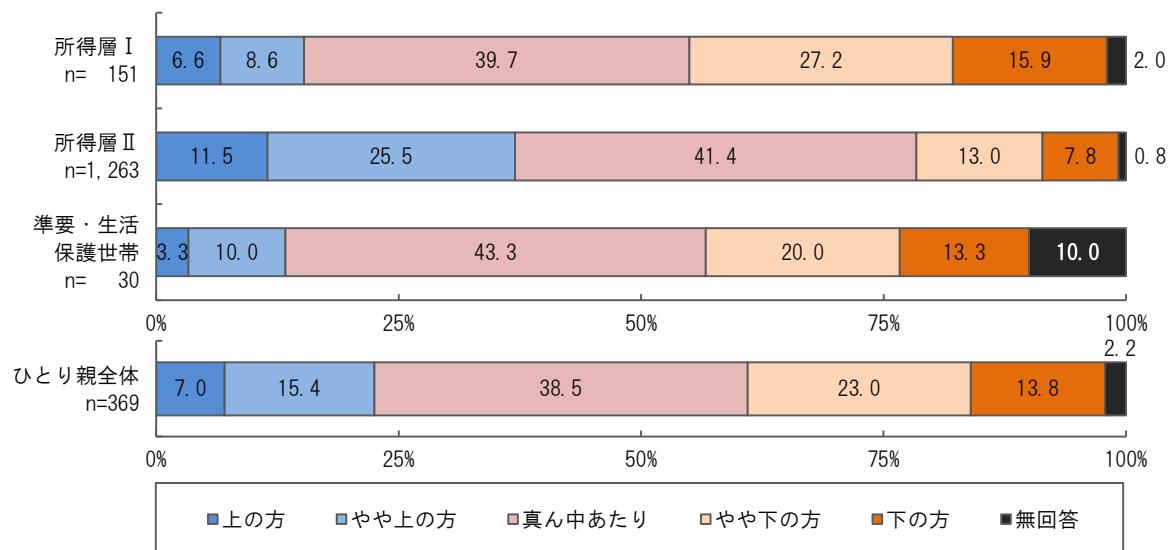
問36 保護者の最終学歴（3学年全体の所得層別、準要保護・生活保護世帯別）



問38 中学3年生の頃の暮らし向き（3学年全体の所得層別、準要保護・生活保護世帯別）



問39 中学3年生の頃の成績（3学年全体の所得層別、準要保護・生活保護世帯別）

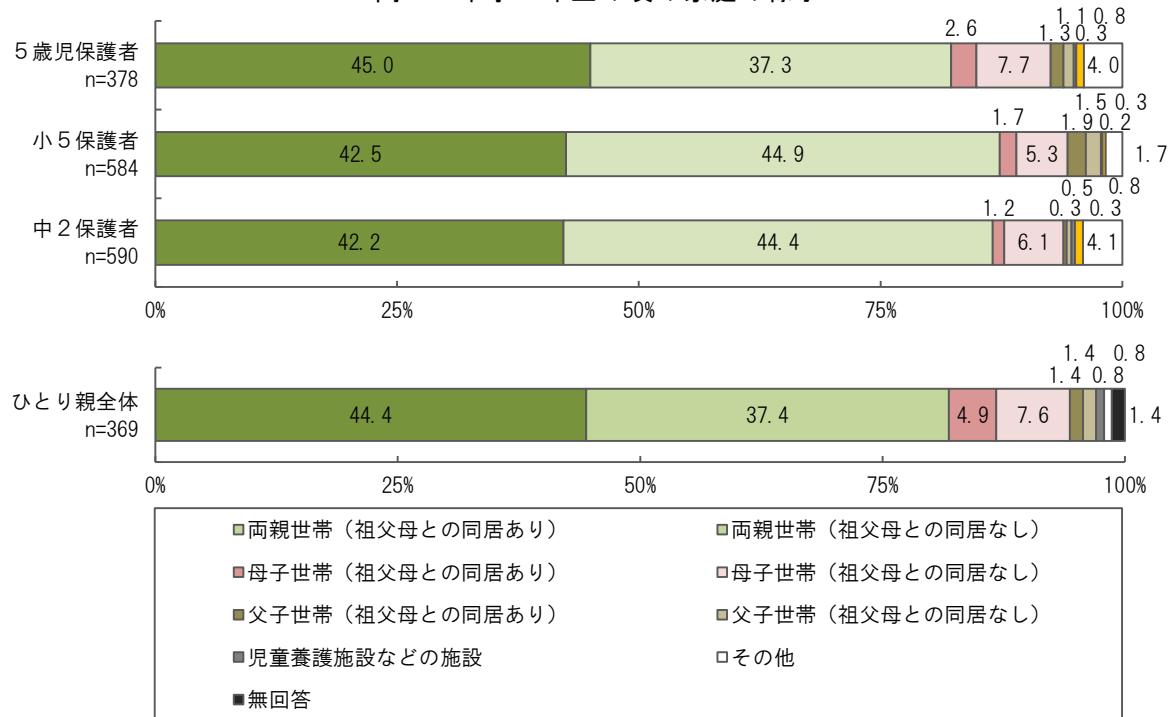


○ひとり親の家庭状況の連鎖

ひとり親・保護世帯では、中学3年のころの家庭の様子で、ひとり親世帯だった割合が、調査対象全体に比べて高めに出ており、ひとり親世帯出身者が親になりひとり親世帯になる割合が一定程度いることが推察されます。

【調査結果報告書第2章P73問37、第4章P135問37】

問37 中学3年生の頃の家庭の様子



○悩みの相談相手

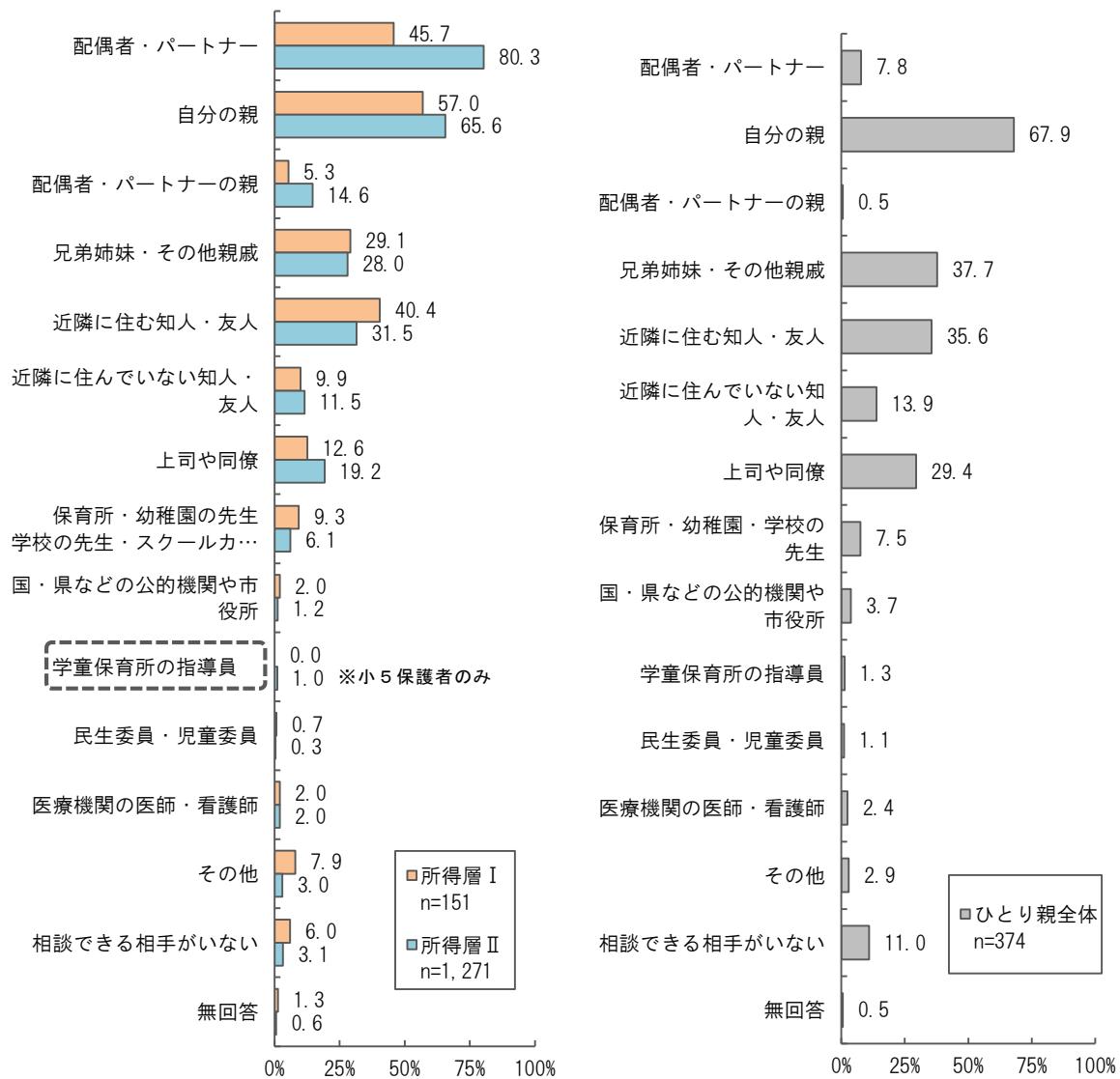
悩みの相談相手について、調査対象全体では「配偶者・パートナー」が最も多いのに比べて、ひとり親・保護世帯では「自分の親」が最も多くなっている。

ひとり親・保護世帯では「相談できる相手がない」「病気時等に子どもの面倒をみてくれる人がいない」がそれぞれ 10%以上おり、調査対象全体に比べて割合が高く、子育て等で孤立の傾向がうかがえる。

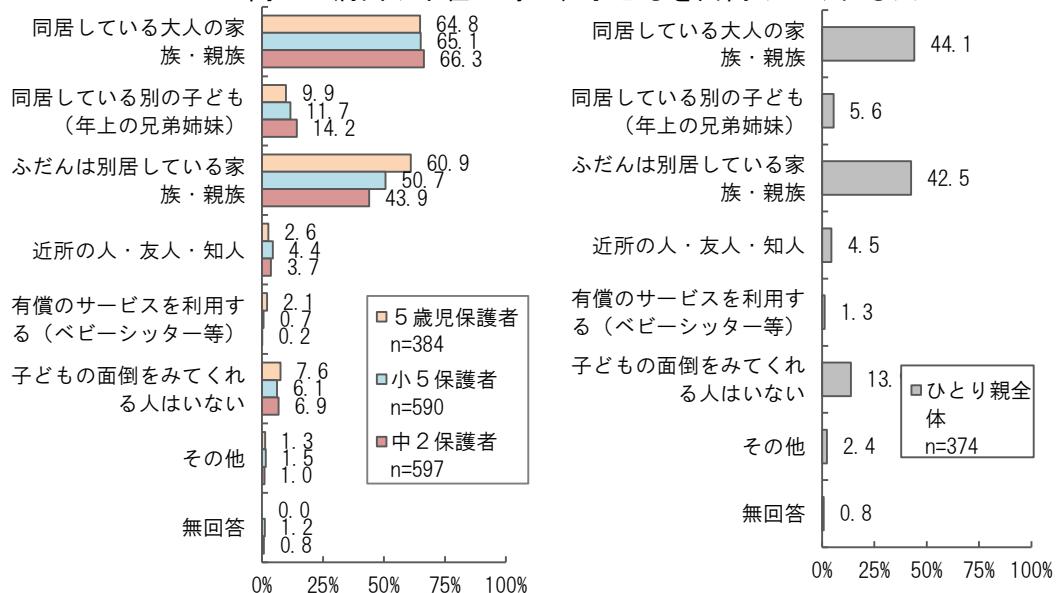
【調査結果報告書第2章 P60 問 26、P62 問 27、第4章 P128 問 26、問 27】

問26 本当に困ったときや悩みがあるときに相談できる相手

(3学年全体の所得層別・ひとり親)



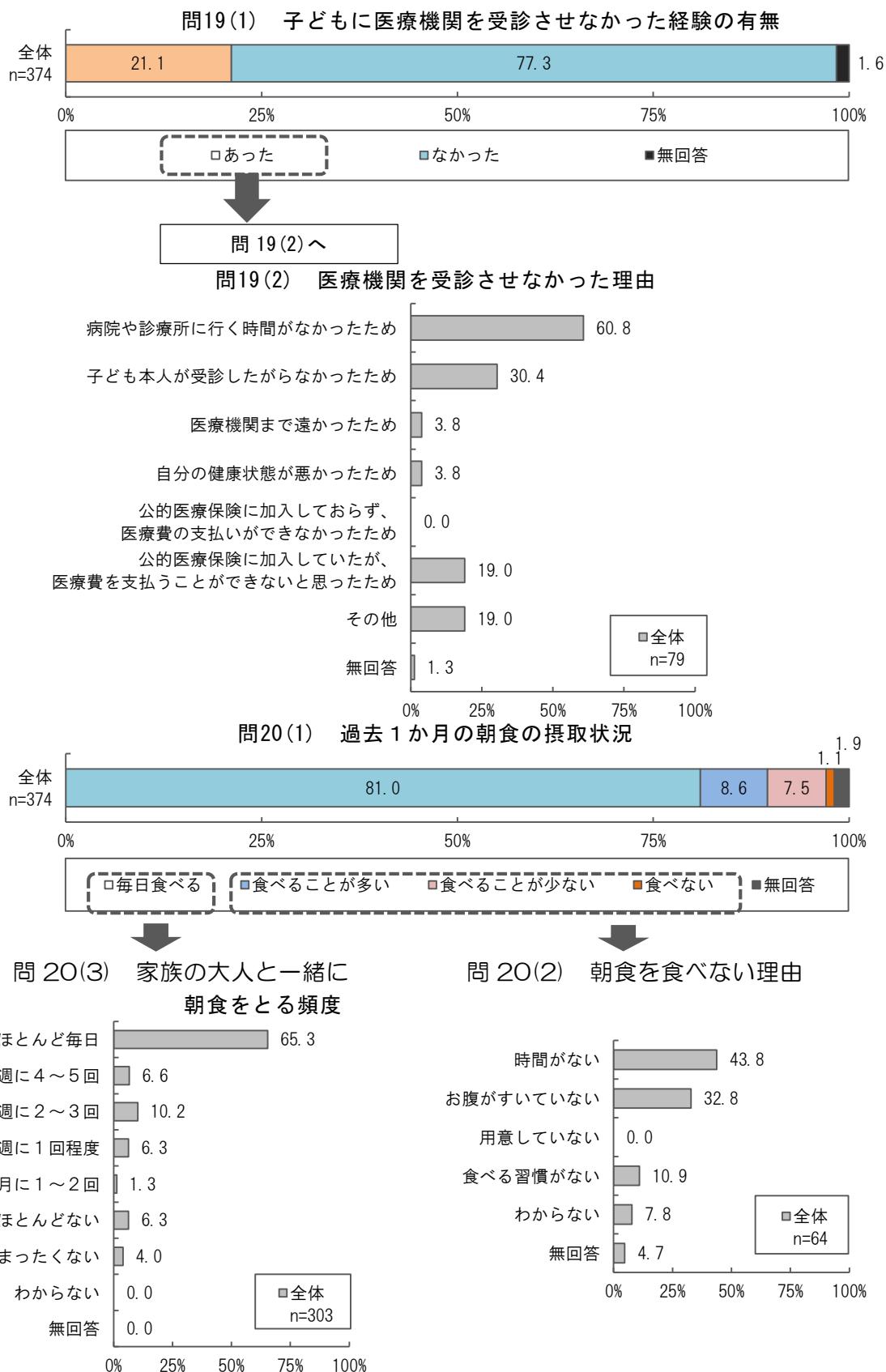
問27 病気や不在の時に、子どもを面倒してくれる人



○ひとり親・保護世帯の時間的負担

ひとり親・保護世帯は、時間に余裕がなく、子どもを病院に連れて行くことが難しかったり、朝食を食べる習慣がない割合が高かったりする傾向がある。

【調査結果報告書第4章P120~122問19、20】



ひとり親世帯の41.6%は「所得層Ⅰ」であり、3学年全体の約4倍となっています。各設問の結果より、ひとり親・保護世帯の生活における時間的、精神的、経済的負担の多さがうかがえます。

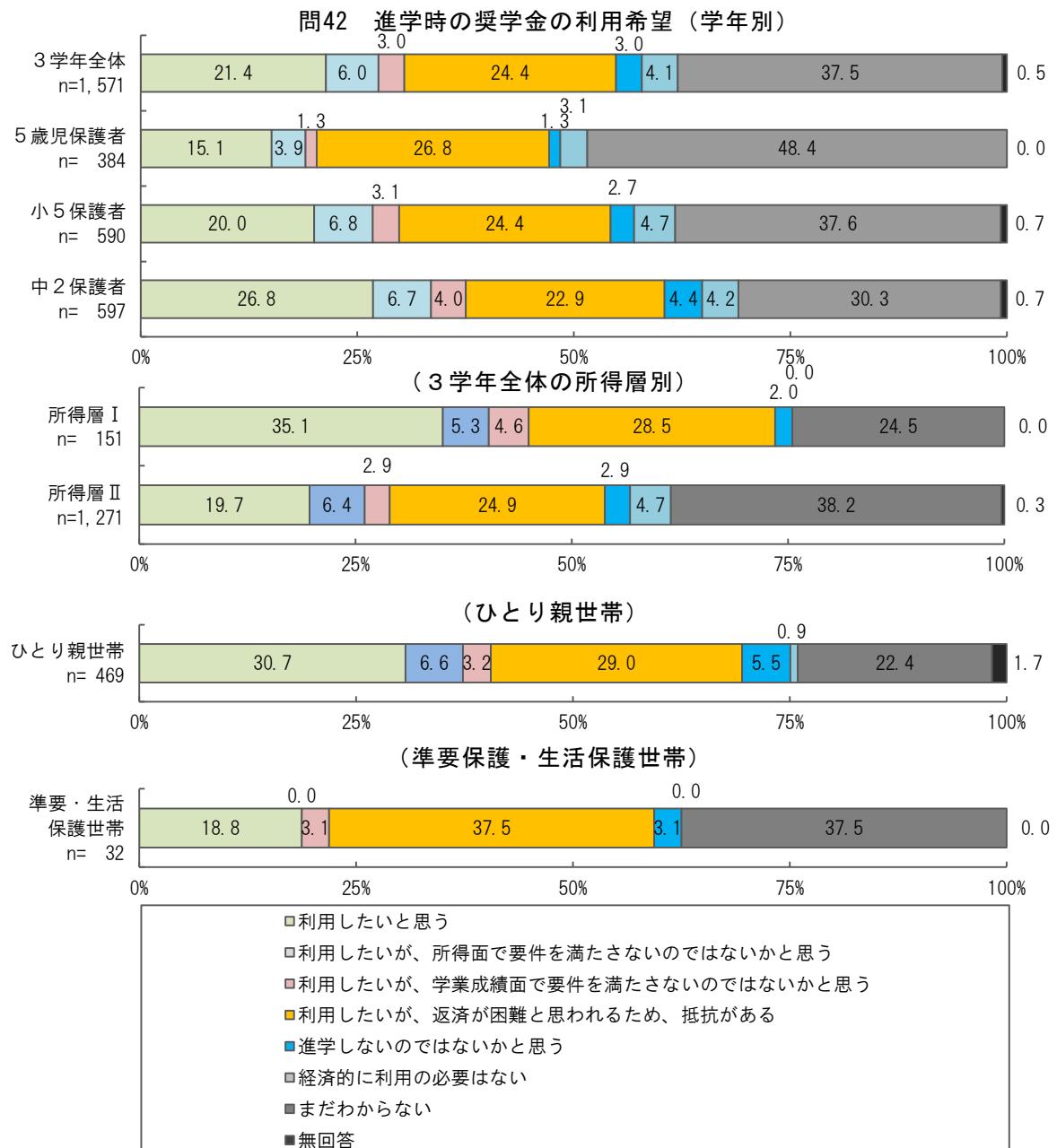
(7) 公的制度の周知と利用

○進学時の奨学金の利用希望

進学時の奨学金を「利用したいと思う」と回答した割合は、3学年全体で21.4%、所得層Ⅰでは35.1%、ひとり親世帯30.7%となっています。

所得層Ⅰで「利用したいが所得面で要件を満たさないのではないかと思う」が5.3%となっており、制度の認知度の低さがうかがえます。

【調査結果報告書第2章P76問42】

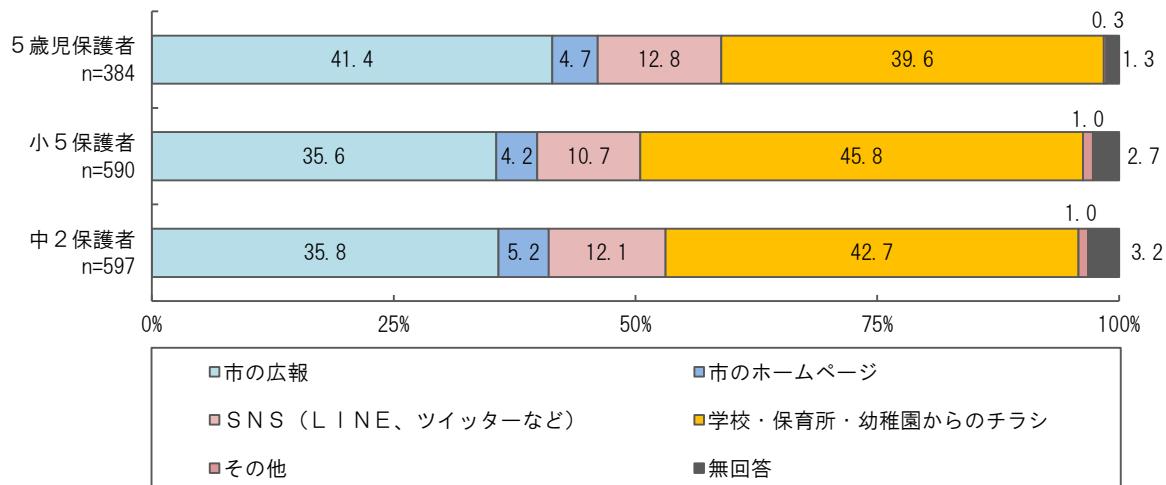


○子どもに関する施策等の情報について希望する入手方法

子どもに関する施策等の情報について希望する入手方法をみると、学年別保護者及びひとり親・保護者世帯も「市の広報」、「学校・保育所・幼稚園からのチラシ」からが約8割となっていますが、SNS（LINE、ツイッターなど）からの情報入手も約1割を占めています。情報収集においては様々な媒体が利用されております。

【調査結果報告書第2章P78問43、第4章P138問43】

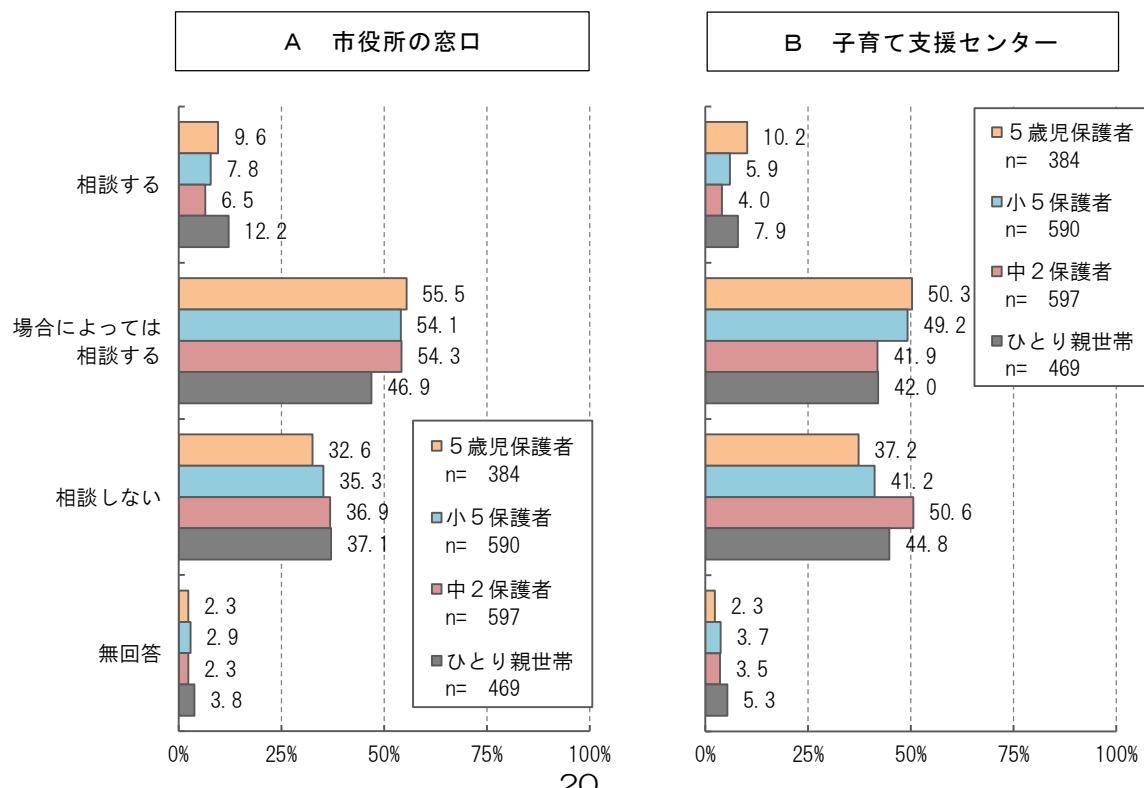
問43 子どもに関する施策等の情報について希望する入手方法



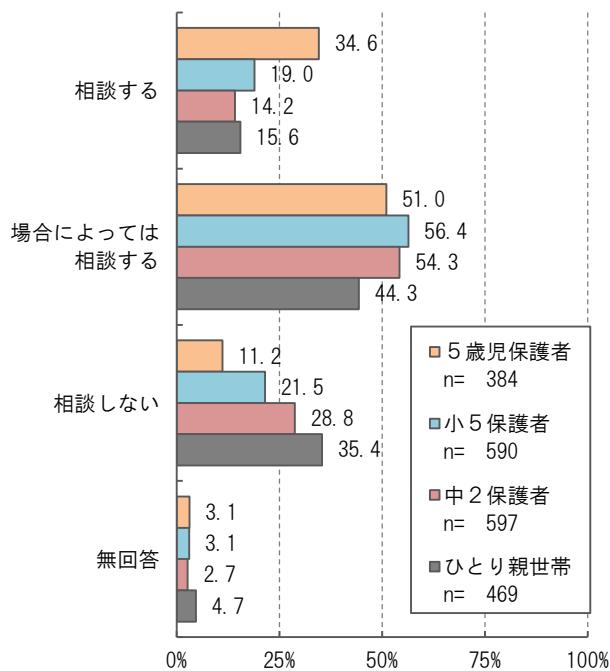
○困ったときに相談する公的機関

困ったときに相談する公的機関のうち民生委員、社会福祉協議会に相談しない割合が69%~76%と高くなっていますが、地域や関係機関の支援制度の認知度の低さがうかがえます。【調査結果報告書第2章P79~81問44】

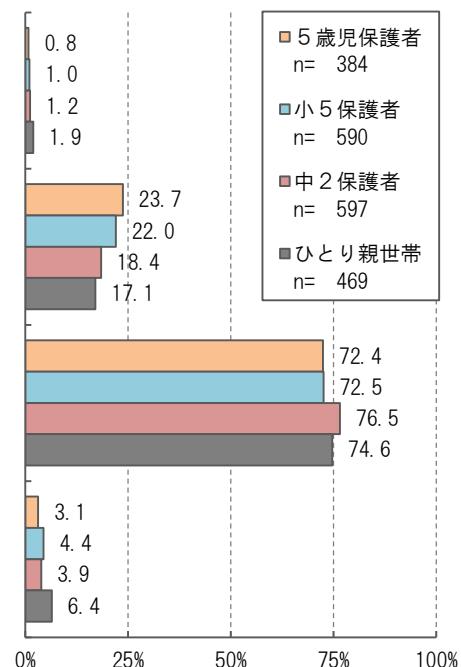
問44 困ったときに相談する公的機関



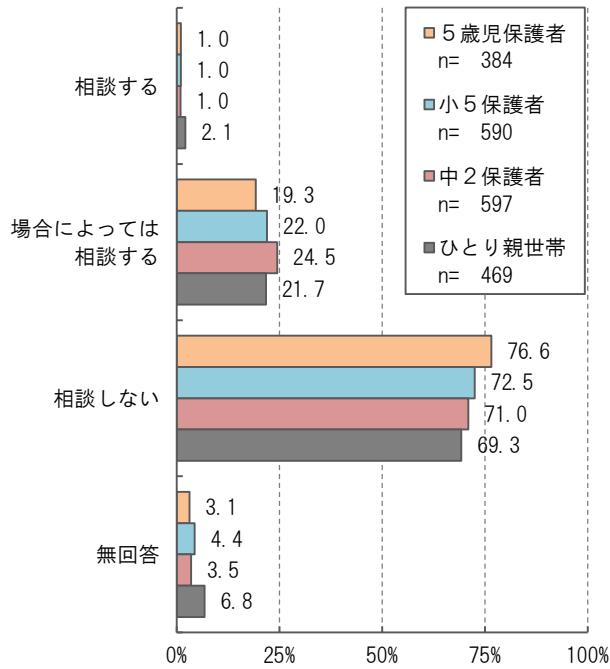
C 学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラー



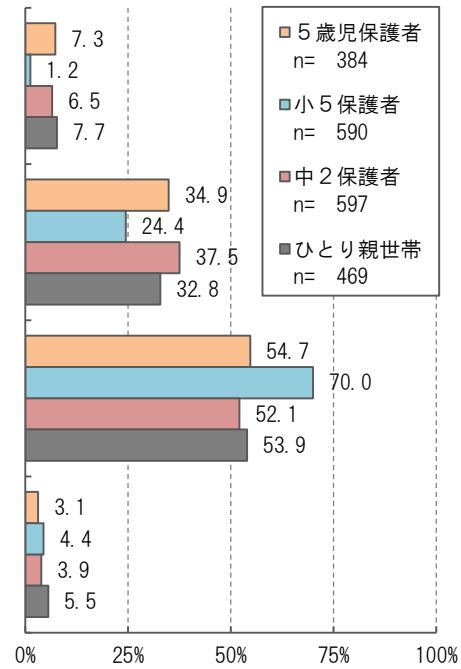
D 民生委員・児童委員

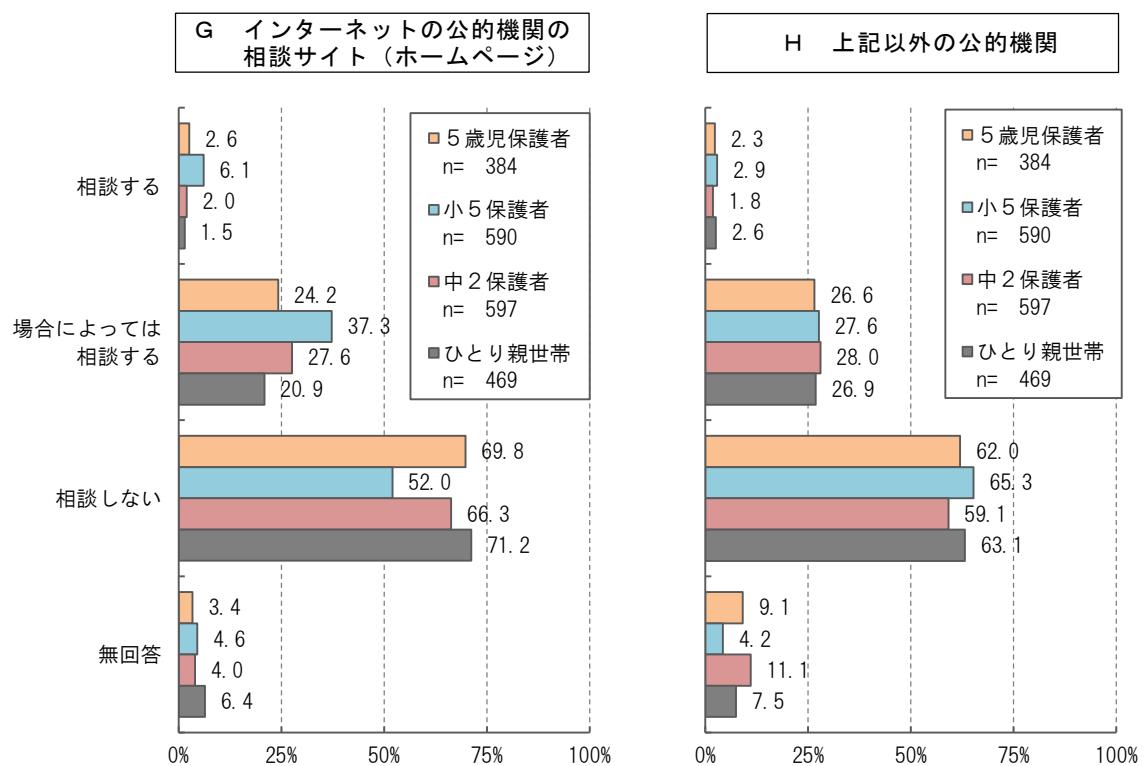


E 社会福祉協議会



F ハローワーク員





5 調査結果を踏まえた今後の課題

前述した調査結果による現状を踏まえ、次のように課題を整理しました。

(1) 教育の支援

当市においては、調査結果によると、学習意欲について所得層ⅠとⅡの差が11.8ポイント～20.9ポイントとなっており、また、頑張ればむくわれると思う子の数が、中学2年で所得層Ⅰが所得層Ⅱを約2割下回っており、授業の理解度も、所得層ⅠとⅡの差が4.6～17.3ポイントとなっています。家庭の経済状況が、学習意欲や自己肯定感に影響していることが読み取れることから、子ども学習意欲や自己肯定感向上のため、子どもの感情や情緒面等を考慮しながら、その家庭や学校環境を踏まえ、庁内関係機関や専門機関等との連携を図り、保育施設や学校を窓口として、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていく体制づくりが必要です。

また、子どもの最終学歴を「大学またはそれ以上」と希望する割合が、所得層Ⅰが所得層Ⅱの約半数となっており、経済的理由から進学をあきらめている世帯が一定数いると考えられることから、家庭の経済状況にかかわらず、安心して希望する高等教育を受けることができる支援が必要です。

(2) 生活の支援

子どもが安心して生活するためには、心身の健康、家庭など安全快適に過ごせる場所が必要となります。子どもが安心できる居場所、気軽に相談できる場所づくりが必要です。

調査結果から、保護者の健康状態がよくない割合が所得層Ⅰは所得層Ⅱに比べて約2倍となっており、また、心の状態も「将来に希望が持てない」、「気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れない」と感じる割合が所得層Ⅰは所得層Ⅱに比べて約3倍と高い傾向にあることから、早期対応により親子の心身の不安を柔らげ、安心して子育てできるよう、関係機関との連携など相談体制の充実による生活の支援が必要となります。

また、医療費の支払いができないため子どもを医療機関に受診させなかった経験のある保護者が8.5～14.9%いることから、安心して受診できる支援が必要となります。

『(家以外で)休日に夜までいることができる場所』があれば「行く」、「行ってみたい」と回答した割合は、ひとり親世帯47.7%と半数近くを占めていることから、子どもが安心できる居場所、気軽に相談できる場所づくりが必要です。

(3) 困窮世帯への経済的支援

調査結果から、必要な食料が買えなかった経験、衣料が買えなかった経験のある割合が、それぞれ所得層Ⅰでは40.4%、39.7%となっており、また借金等をして生活している割合は所得層Ⅰが11.9%と所得層Ⅱの2倍以上となっており、経済的な悩みをかかえている世帯が一部にあることがうかがえます。

こうした家庭に対して、行政の支援のみならず社会福祉協議会の生活困窮者自立支援事業等、適切な支援の制度への理解や利用に結び付けるための取り組みが必要です。

(4) 保護者の就労の支援

調査結果によると、父親または母親が「正規の職員・従業員（正社員・正職員）で就業していると回答した割合は所得層Ⅰが所得層Ⅱよりそれぞれ22.5～4.4ポイント低いことから、「所得層Ⅰ」に陥る大きな要因として、保護者が非正規雇用、または離職中であることがあります。

貧困から抜け出すための支援として、非正規雇用、または離職中の父親・母親に対する就労支援は不可欠であり、スキルアップ支援事業の充実やハローワーク等の機関との連携を通して、企業の求人の紹介など就労支援に向けた積極的な対策が必要です。

(5) ひとり親世帯等への支援

調査結果から、ひとり親・保護世帯は、時間に余裕がなく、子どもを病院に連れて行くことが難しかったり、朝食を食べる習慣がない割合が高かったりする傾向があり、また「相談できる相手がいない」「病気時等に子どもの面倒をしてくれる人がいない」がそれぞれ10%以上おり、ひとり親世帯の41.6%は「所得層Ⅰ」であり、3学年全体の約4倍となっていることから、時間的、精神的、経済的負担の多さがうかがえます。

また、ひとり親・保護世帯では、親の最終学歴、中学3年での暮らし向き、中学3年での成績のいずれも調査対象全体に比べて低い傾向があり、次世代への影響がうかがえます。

親の不安解消や時間的な余裕が、安定した子育てにつながることから、気軽に相談できる体制及び健康を維持しながら自立した生活ができる家庭環境づくりのための支援が必要です。

(6) 行政と地域等が連携した支援活動

調査結果から、所得層Ⅰとひとり親世帯等では、進学時の奨学金を「利用したいと思う」と回答した割合は高いが所得層Ⅰで「利用したいが所得面で要件を満たさないのではないかと思う」が5.3%となっており、制度の認知度の低さがうかがえます。また、困ったときに相談する公的機関のうち民生委員、社会福祉協議会に相談しない割合が69%～76%と高くなっています、地域や関係機関の支援制度の認知度の低さがうかがえます。

このことから、公的制度や関係機関の支援制度の周知や案内、地域や関係機関等との連携など包括的な支援活動のためのネットワークの強化が必要となります。また、支援活動を行う上で公的制度や子育て支援活動等を利用するだけで解決できる生活課題であることから、保護者の子育ての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、子育て支援に係わる公的制度や子育て支援活動等の利用に関する周知などそれぞれの世帯状況に寄り添う相談体制の充実が必要です。